

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：北広島町農業再生協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

①旧八幡村地域

八幡上 1・2・4 棚田、三島棚田

②旧雄鹿原村地域

雲耕棚田、亀山棚田、大元棚田、中祖棚田、政所棚田、荒神棚田、橋山棚田

③旧中野村地域

板村棚田、奥中原棚田、川小田棚田、細見棚田、才乙棚田、大利原棚田、南門原棚田、苧屋形棚田、草安棚田、奥原棚田

④旧美和村地域

芸北移原棚田、米沢棚田、小原棚田、溝口枕棚田、溝口式区棚田、溝口 3 区棚田、溝口 4 区棚田、高野棚田、大谷棚田、大暮棚田

⑤旧大朝町地域

大塚登棚田、別所棚田、門前棚田、女鹿原棚田、枝ノ宮棚田、間所棚田、小枝棚田、鳴滝棚田、境棚田、五丁目棚田、九門明棚田、茅原棚田、田原棚田、追坂棚田、筏津上棚田

⑥旧新庄村地域

郷ノ崎棚田、本郷棚田、宗繁・番の目棚田、盤門棚田、本谷棚田、鉄穴原棚田、平田・横路棚田

⑦旧川迫村地域

中山棚田、川迫後松棚田、明智棚田、蔵迫 3 区棚田、舞綱棚田、上川戸棚田、共栄棚田、川戸西棚田、金比羅棚田

⑧旧八重町地域

寺原一区棚田、日南棚田、沖棚田、有間活動組織棚田、上春木・法蔵寺棚田、春木見崎谷棚田、奥今田棚田、八重 10 区中山間棚田、千代田移原棚田、日名三日市・本郷棚田、須倉政国棚田、八重 18 区棚田、八重 19 区棚田、石井谷東山棚田、下春木棚田

⑨旧壬生町地域

梅ノ木棚田、上川東棚田、下川東棚田、川井棚田、保余原棚田、壬生中郷棚田

⑩旧南方村地域

畑棚田、出原棚田、中山間木次棚田、南方本郷棚田、中原地域棚田、小木次棚田、額田部丁棚田

⑪旧本地村地域

改進青新石原棚田、本地 4 区棚田、栃田東明寺谷棚田、本地 6 区棚田、下本地棚田

⑫旧吉坂村地域

大釘切田棚田、神郷棚田、勝南棚田、落合棚田、万代棚田、長和棚田、上阿坂棚田、柏鳥棚田、阿坂中棚田、大仙棚田、吉木郷地区棚田、吉木西部棚田、吉木中央棚田

⑬旧原村地域

西宗棚田、宮下棚田、中原上郷棚田、中原中郷棚田、中原下郷棚田、下ヶ原棚田、志路原中棚田、上郷棚田、上石棚田、小笹棚田、都志見原棚田

⑭旧都谷村地域

都志原中央棚田、瀬山棚田、琴谷棚田、庄原棚田、戸谷棚田、長笹西部棚田、長笹中筋棚田、長笹東部棚田、戸谷共盛棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 令和 11 年度まで中山間地域等直接支払制度で 135 協定、棚田面積 1,151ha を維持する。
- ・担い手の確保
 - 令和 11 年度までに新規就農者を 5 経営体確保する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 令和 11 年度までに 5 棚田地域において自動水門システムなどのスマート農業技術の導入により、農地の維持管理の省力化や農作業の効率化を実現する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 直接販売に取り組む棚田地域において、棚田で生産された米の販売量を 10%増加させる。
 - 棚田で生産される米の生産性を向上させる。
 - 棚田で生産される米の安定供給体制を構築する。
- ・自然環境の保全・活用
 - 有害鳥獣対策に取り組む人材を育成し、農作物への被害を軽減する。
 - 捕獲した有害獣を活用したジビエ加工に取り組み新たな産業を創出する。
 - 新たに 5ha の農地で環境保全型の農業を実施し、生物多様性を向上させる。
- ・良好な景観の形成
 - 令和 11 年度までの間、景観植物の作付けに取り組む 62 棚田地域を維持する。
 - 畦畔の草刈りや水路の泥上げ等を年 2 回取り組む。
- ・伝統文化の継承
 - 農村伝統文化である神楽や花田植等の伝統行事の継承活動を通じて集落機能を維持する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係・交流人口の創出・拡大による地域振興
 - 令和 11 年度までに都市農村交流イベントを年 2 回開催する。
- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 交流拠点施設を整備し、都市農村交流に取り組む棚田地域の活動を活性化させる。
- ・特産品の開発による六次産業化の推進
 - 令和 11 年度までに棚田で生産された米を使用した商品を 1 つ開発する。

3 計画期間

令和 7 年認定の月～令和 11 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

- 耕作放棄地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払交付金の活用を促す。
- 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して補修作業や改修工事を行う。

・担い手の確保

- 新たな担い手を確保するため、都市部で開催される就農フェア等に出展し新規就農希望者に対して情報を発信する。
- 新規就農希望者に対する国の支援事業を活用するとともに、町独自の支援策や研修制度により新規就農者を育成する。

・生産性・付加価値の向上

- 自動水門システムなどのスマート農業技術の普及に向けた研修会等を実施し、スマート農業技術の普及を促進する。
- 地域計画の話し合いを活用し、担い手に農地を集積する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- 都市と農村の交流イベントを通じて関係・交流人口を創出し、直接販売の販路を拡大する。
- 地域商社を通じて販路を拡大する。
- 耕作機械の大型化を図るとともに乾燥調整施設等の整備により生産性を向上させる。
- 棚田で生産されるお米の直接販売に向けた安定供給のため、保冷库、精米機等を整備する。

・自然環境の保全・活用

- きたひろ学び塾を通してハンターの育成を行い、有害鳥獣の捕獲数 2,000 頭/年の現状を維持する。
- 捕獲した有害獣を活用したジビエ加工に取り組む事業者を増やす。
- 環境保全型農業直接支払交付金の活用やみどり認定を取得する農業者を育成する。

・良好な景観の形成

- 中山間地域等直接支払交付金を活用して休耕田等に景観作物の植栽を行う。
- 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して畦畔の草刈りや水路の泥上げ等を実施する。

・伝統文化の継承

- 神楽や花田植等の発表の場を設け、広く発信し、伝統文化の後継者の育成・確保に努める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - NPO 法人や企業等との連携などにより、都市農村交流イベントを実施する。
 - 農山村体験推進事業を通じ、体験型教育旅行の受入により都市部との交流を行う。
- ・ 棚田を観光資源とした地域振興
 - 都市農村交流イベントの参加者の増加に対応するため、トイレ、休憩所等を整備する。
- ・ 特産品の開発による六次産業化の推進
 - 棚田で生産される米を原料とした加工品の開発・製造・販売に取り組む。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、参加者のほかでは、中山間地域等直接支払制度の各協定参加者が各地域での棚田の保全や生産振興、地域振興活動を実施することとする。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名
北広島町農業再生協議会は、北広島町、農業者団体をもって構成。
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項